

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第44期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	株式会社博展
【英訳名】	Hakuten CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 田口 徳久
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目13番14号
【電話番号】	03(6278)0010(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 玉井 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目13番14号
【電話番号】	03(6278)0010(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 玉井 昭
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第40期 平成21年3月	第41期 平成22年3月	第42期 平成23年3月	第43期 平成24年3月	第44期 平成25年3月
売上高 (千円)	3,565,192	3,455,944	3,787,418	3,970,687	4,922,498
経常利益又は 経常損失() (千円)	155,169	146,090	41,885	192,766	377,507
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	74,773	197,109	22,957	193,281	218,989
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	156,013	156,073	157,123	158,203	158,533
発行済株式総数 (株)	16,766	16,774	16,908	17,040	3,416,400
純資産額 (千円)	795,961	562,316	587,218	785,194	972,120
総資産額 (千円)	1,716,949	1,766,667	1,671,075	1,984,626	2,498,620
1株当たり純資産額 (円)	47,474.76	33,523.13	173.65	230.03	283.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2,200 (-)	- (-)	- (-)	2,000 (-)	12 (-)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 () (円)	4,504.62	11,752.33	6.83	57.09	64.23
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	4,328.77	-	6.69	55.51	61.83
自己資本比率 (%)	46.4	31.8	35.1	39.5	38.8
自己資本利益率 (%)	9.7	-	4.0	28.2	25.0
株価収益率 (倍)	9.5	-	20.9	7.5	8.0
配当性向 (%)	48.8	-	-	17.5	18.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	113,644	266,072	248,083	197,012	147,442
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	51,898	93,346	6,370	12,694	48,211
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	150,646	178,937	29,784	109,298	102,434
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	657,449	476,968	688,896	789,305	990,970
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	183 (4)	210 (2)	204 (1)	199 (3)	197 (8)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第41期は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 株価収益率については、第41期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第41期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 当社は平成24年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和42年2月	展示会、ディスプレイの企画、施工を目的として創業。 東京都葛飾区堀切に堀切スタジオを開設。
昭和45年3月	展示会、ディスプレイ、イベント及び商業施設の企画、制作及び施工を目的とし、資本金500千円で東京都葛飾区堀切に「株式会社博展」を設立。
平成元年2月	東京都葛飾区白鳥に白鳥スタジオを新設し、堀切スタジオを閉鎖。
平成4年1月	白鳥スタジオを埼玉県八潮市大曽根に第一スタジオとして移転。
平成6年9月	東京都千代田区神田多町に営業所を新設。
平成9年2月	営業所を東京都千代田区内神田に移転。
平成10年2月	埼玉県八潮市大曽根に第二スタジオを新設。
平成13年9月	営業所を東京都中央区銀座に移転。
平成14年4月	埼玉県八潮市大曽根に第三スタジオを新設。
平成17年4月	営業所を東京都中央区築地に移転。
平成18年4月	本店を東京都中央区築地に移転。 埼玉県八潮市浮塚にe - スタジオを新設。
平成19年3月	東京都中央区築地にクリエイティブ局オフィスを新設。
平成19年10月	クリエイティブ局オフィスを本店に移転。
平成20年2月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」(現 大阪証券取引所JASDAQ (グロース))に株式を上場。
平成23年3月	e - スタジオを埼玉県八潮市大曽根に移転。

3【事業の内容】

当社は、企業や団体のマーケティング活動において発生する企業とそのユーザーとの各種コミュニケーションの企画、デザイン、制作、実施を行っております。これらを通じた顧客の販促活動や広告活動のサポートを、当社では「コミュニケーションデザイン」と総称しております。

なかでも、展示会やイベントなど、企業が直接ユーザーと出会う場において行われる製品・サービスの宣伝・販売活動を「Face to Faceマーケティング」と位置付け、展示会・イベントを開催・主催する企業への主催サポートサービス、そこに出席する企業への出展サポートサービスに特に注力して事業を展開しております。また、セミナー・コンファレンスサポートサービス、商環境サポートサービス、デジタルマーケティングサポートサービスにつきましては、より効果的なFace to Faceマーケティングを提供するために近年本格的に提供を開始したサービスであり、今後拡大していく方針であります。

主催サポートサービス

開催企画立案、出展者および来場者の募集、事務局代行、会場のデザイン・施工、当日の運営、効果測定等、開催計画から開催後まで、主催者・出展者双方がスムーズに会期に臨み、高いマーケティング効果を生み出すためのサービスをワンストップで提供しております。

出展サポートサービス

出展にあたっての企画立案、集客、出展ブースのデザイン・制作、各種販促ツールの企画制作、当日の運営・演出、効果測定等、高い費用対効果のあるイベント出展をサポートしております。

セミナー・コンファレンスサポートサービス

コンセプト選定、実施計画、来場者事務局代行、会場手配、運営オペレーション、データ集計・分析等、主催者・来場者ともに満足度の高いセミナー・コンファレンスの実現をサポートしております。

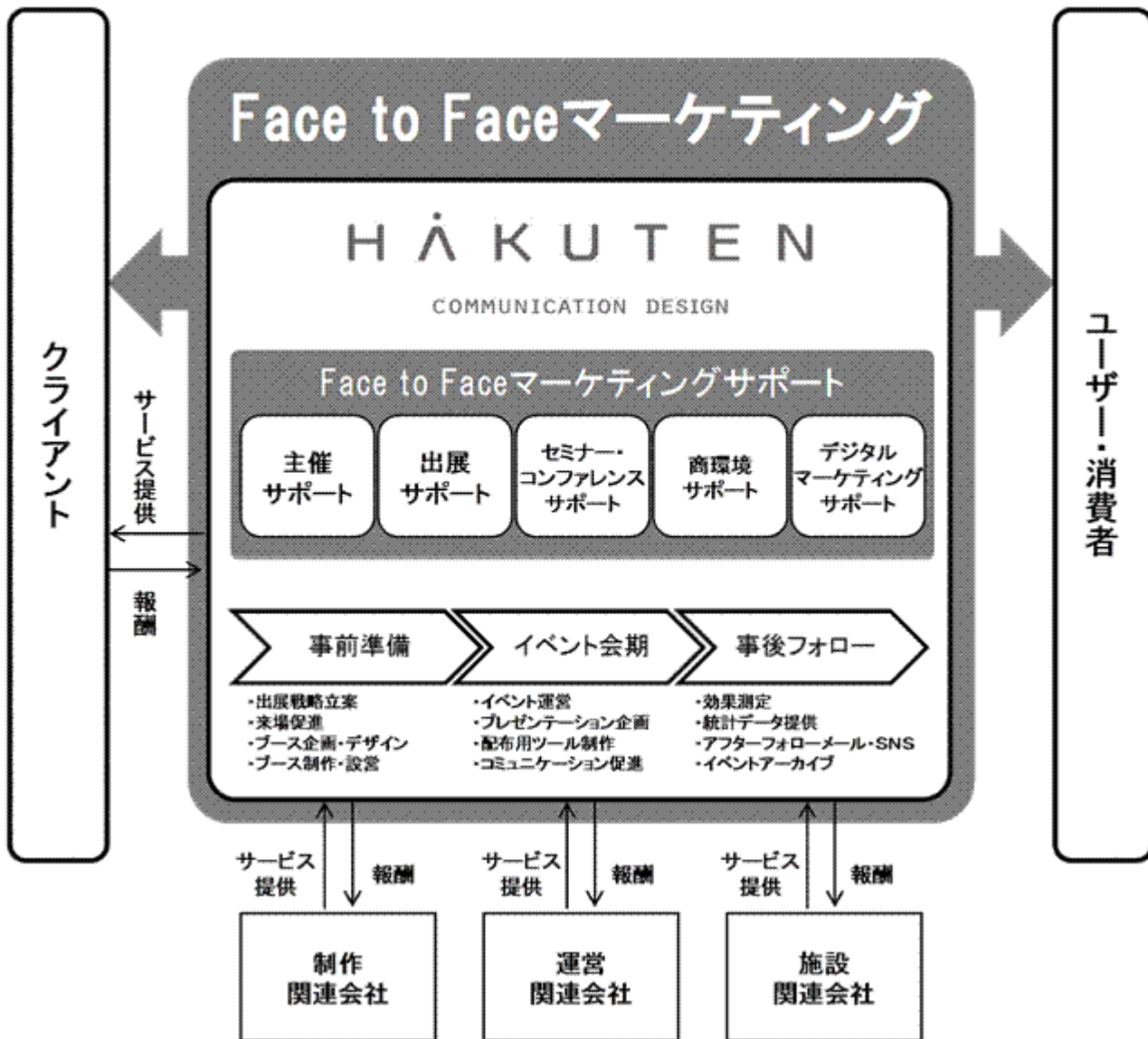
商環境サポートサービス

企業の顔としてユーザーに認知されるショールームやショップを、物件選定から、デザイン、設計、施工までトータルにサポートしております。出展サポートサービスで培った、商品を見せるノウハウを駆使し、売上につながる空間を提案しています。

デジタルマーケティングサポートサービス

Online-to-Offlineマーケティングサポート、顧客ニーズに合致したITツールの開発・販売、マス広告やインターネット媒体との連携等を行っております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) ㈱T&Pホールディングス	東京都千代田区	1,000	資産管理	被所有 29.27	なし

(注) ㈱T&Pホールディングスについては、当社代表取締役会長兼社長田口徳久の財産保全会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
197(8)	31.5	6.3	4,859,851

セグメントの名称	従業員数(名)
コミュニケーションデザイン事業	197(8)
合計	197(8)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、欧州の債務問題や中国の景気減速に伴う世界的な景気の下振れ懸念など、先行き不透明な状況が続いておりましたが、平成24年12月の政権交代に伴う経済政策への期待から円安及び株価上昇の動きが見られ、景気浮揚の期待感も高まり明るい兆しが見え始めました。

当社の属する広告・イベント業界におきましては、平成24年の日本の総広告費が5年ぶりに増加するなど、顧客企業における広告宣伝投資、販促関連投資に一部復調の兆しが見られました。

当社の主要事業領域でありますFace to Faceマーケティング市場におきましては、企業が採用する販促・プロモーション戦略の中において、イベントや展示会等を中心とするリアルなコミュニケーションが構築できる場を活用するFace to Faceマーケティング手法の効果が改めて見直され、積極的に力を入れ始める企業も増加してまいりました。

このような環境の中で当社は、一つひとつの展示会出展や販促イベントを企画・制作・運営する「点」のサポートから、年間を通じた販促プロモーション施策等を提案し、実行していく「線」のサポートへ、そして、クライアントのニーズに応じて、セールス・マーケティング戦略を立案し効果的に実行することで、潜在顧客の掘り起こしや、見込み顧客の創出等、直接的に売上増加に寄与していく「面」のサポートへと、企業のマーケティング目標を達成するためのパートナーとして選ばれる企業になるための取り組みを進めてまいりました。

出展サポートサービスにおきましては、従来からの強みである企画力、デザイン力をさらに強化すべく、ターゲット業界を絞り込み業界研究を重ねたことで、より大型の顧客からの受注や、年間を通じた指名発注が増加しました。また、展示会等への出展における空間づくりだけでなく、会期中の運営・演出や、事前の集客サービス、事後の効果測定や来場者へのアフターフォロー等、出展効果を最大化するためのサービスの強化にも取り組み、競争力の強化および案件単価の上昇につながりました。

主催サポートサービスにおきましては、従来から取り組んでいる合同展示会の事務局サポートやプライベートショーのトータルサポートにおいて品質を向上させるとともに、第3四半期に新設したコンファレンス&コンベンションサービス、ビジネスユニットとの連携により、クライアントのニーズが高い各種セミナーやコンファレンス・イベントなどに対しても、より品質の高いサービスの提供が可能となり、売上高の増加に寄与いたしました。また、この新設部署は、セミナー&コンファレンス分野における新規イベントの創出にも注力し、成果を上げ始めました。

その他、商環境分野におきましても、専門性の高い人材の登用並びに育成により、受注案件数および案件単価が上昇いたしました。

一方、デザイン部門や制作部門において内製稼働率を向上させ生産性を高めるとともに、固定費の見直しなど経営効率の向上施策も積極的に行い、利益率の向上に一丸となって取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は49億22百万円(前事業年度比24.0%増)、営業利益は3億75百万円(前事業年度比128.4%増)、経常利益は3億77百万円(前事業年度比95.8%増)、当期純利益は2億18百万円(前事業年度比13.3%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ2億1百万円増加し、9億90百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1億47百万円(前事業年度1億97百万円の獲得)となりました。

これは主に、税引前当期純利益3億63百万円及び減価償却費28百万円等が、売上債権の増加額2億58百万円及び法人税等の支払額49百万円を上回ったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は48百万円(前事業年度12百万円の獲得)となりました。

これは主に、敷金及び保証金の差入による支出36百万円及び有形固定資産の取得による支出14百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は1億2百万円(前事業年度1億9百万円の使用)となりました。

これは主に、長期借入れによる収入4億30百万円が、長期借入金の返済による支出2億95百万円及び配当金の支払額30百万円を上回ったこと等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、企業や団体の広告活動・販促活動に伴う、情報伝達を目的とした各種イベント及びマーケティングツールの企画・制作・運営を主たる業務として行っており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
コミュニケーションデザイン事業	5,158,257	116.6	1,373,321	120.7
合計	5,158,257	116.6	1,373,321	120.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比(%)
コミュニケーションデザイン事業(千円)	4,922,498	124.0
合計(千円)	4,922,498	124.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の主要事業領域でありますFace to Faceマーケティング市場には独占企業・寡占企業がおらず、様々な業態・特徴の企業がひしめく群雄割拠状態にあります。当社は、このような環境の中で長期的に成長を続けるために、以下の点を重要課題として取り組んでおります。

(1) 競争優位の確立

Face to Faceマーケティングにおけるより高い競争力の確立が、高い収益性と安定した成長性を実現するために不可欠であると考えております。競争力を高めるために、業界理解力および顧客理解力を高めることによる提案品質の向上、専門性を高めることによる納品品質の向上に取り組んでまいります。また、Face to Faceマーケティングの効果を高めるためのデジタルマーケティングサポートに積極的に取り組むことにより、他社との差別化を図ってまいります。

(2) より上位の顧客ニーズに応えるノウハウ・スキルの獲得

顧客のマーケティング目標を達成するために、当社が最も得意としているブースデザインおよび制作だけでなく、展示会・イベントの開催前に行うプロモーションや、展示会・イベントの運営・演出、開催後に行う見込み顧客へのアプローチ等、より上位の顧客ニーズへの対応が求められるようになっております。そのようなニーズに対してより高水準なサービスを提供するために、社内研修・社外研修を実施し社員のノウハウ・スキルを高め、ナレッジを進めるとともに、優良なパートナー企業の選定や、必要な領域における高い能力を持った人材の採用、当社に必要な新たなノウハウを持つ企業に対するM&A等にも力を入れてまいります。

(3) マネジメントスキルの向上

当社は、今後も業績を拡大し、より社会的存在感のある企業への成長を目指しております。そのためには、内部稼働率および業務効率を向上させる人材配置とマネジメントが不可欠であると考えております。マネージャー層に対する社内研修・社外研修を実施するとともに、より効率が高く、人材の専門性を高める組織体制を整えることにより、収益の出やすい組織作りに努めてまいります。

(4) パートナー企業の選定・マネジメント

当社は、制作スタッフを社内に持ち、内製を重視した制作体制にて業務を行ってまいりましたが、展示会・イベントの運営・演出やキャスティング等、提案領域が拡大したことにより、よりよいパートナー企業の選定と、パートナー企業の能力を最大限に発揮させるマネジメント・システムの必要性が高まっております。

よりよいパートナー企業を継続的に確保するための選定ガイドラインの整備、業務品質の水準を一定以上に保つための品質管理体制の構築、購買発注システムの改良等に取り組んでまいります。

今後、ますます激しくなる外部環境の変化に対応すべく、コーポレートガバナンスを一層充実させるとともに、内部統制の徹底を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断のために重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経済動向の変化について

当社の属する広告・イベント業界は、企業の販促関連投資等の動向により影響を受け、大きくは国内経済の動向に左右されます。

現時点において、国内景気は持ち直しの動きが見え始めているものの、先行きには未だ不透明感が払拭されておらず、企業の販促関連投資等に対する慎重な考えは依然として続いておりますが、当社は特定の取引先に依存することなく、幅広い顧客からの受注を確保しており、安定した取引基盤を形成しております。しかしながら、今後国内経済が長期間低迷するなどにより、企業の販促関連投資等が大幅に削減された場合、当社の受注できる案件数が減って売上高が減少すると共に、他社との競争が激しくなって利益率が低下することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 顧客のマーケティング戦略の変化について

当社はこれまで、さまざまな業界の顧客から、そのマーケティングの一環として、当社の主要業務である展示会、販促イベント（以下、「展示会等」といいます。）の案件を受注してきており、現在、展示会等関連の案件の売上構成比率は約9割と高い状態にあります。

一方で昨今、インターネット、モバイル等の新しいメディアの伸展には著しいものがありますが、当社としては、これらの新メディアと、これまでの展示会等によるFace to Faceマーケティングとの相乗効果を得るような方策を検討していくと共に、実際に展示し、ユーザーと直接コミュニケーションをとることによるマーケティング効果が費用に見合うものであることを示していくことにより、顧客からの案件受注の維持に努める方針です。また、これまで展示会等を利用してこなかった業種についても顧客となるよう、セールス活動を進めていく予定です。

しかしながら、今後、当社が行っている展示会等によるFace to Faceのマーケティングから、新しいメディアによるマーケティングへと顧客の戦略がシフトし、かかる変化に対して当社が適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保及び育成について

当社の業務においては、従業員の創造性が現在の高い競争力の源泉となっていると考えております。当社は、従業員が創造性を発揮し、活躍しやすい環境を整えながら、継続的に創造性の高い優秀な人材の確保に努めております。また、当社では、業務遂行の中で専門知識やノウハウを伝達することを通じて、従業員が様々な状況に対応できるような能力を獲得するよう教育を行っております。

当社としては、引き続き、このような人事、教育制度により、優秀な人材を確保して従業員の創造力を活用すると共に、従業員、会社双方にノウハウの蓄積を図っていく方針ですが、当社が人材の確保・育成・強化に十分対応できない場合や、何らかの理由により優秀な人材が多数流出する等発生した場合、当社の成長力や競争力に影響を与える可能性があります。

(4) 安全管理について

当社の主要業務である展示会等におけるブースの作成、運営においては、一定の大きさの製品を設計、制作、施工、監理することになります。従って、製品の設置期間は平均3日間という短期間ではあるものの、これらの製品に瑕疵があることによって事故が発生した場合には、展示会等への来場者、ブースにて来場者対応する出展関係者、当社の従業員等に被害が生じるリスクを否定することはできません。

当社としては、このような事故を未然に防ぐべく、設計、施工、監理の各段階において品質並びに安全面での管理を徹底しております。また、事故発生時の対応マニュアル等を定め社内にて周知徹底すると共に、万一の場合に備えて保険契約を締結しております。

このような対応にもかかわらず、事故が発生し、損害賠償額が保険契約による補償額を上回った場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、重大な事故が発生した場合には、損害賠償額いかにかわらず、当社の社会的信頼が損なわれ、当社の事業継続に影響が生じる可能性があります。

(5) 伝染病等の発生について

当社の主要業務である展示会等は、販路開拓、テストマーケティング、調査・情報入手、各種商談など幅広い活動が効率的に行えることから、マーケティング及びビジネスコミュニケーションの場として非常に有用であると考えております。それゆえ、会場内には展示会等への来場者や出展関係者など多くの人が集まり、また、海外からの来場者も少なくないことから、伝染病等の感染者が入場した際には、不特定多数の人に伝染する可能性を否定することは出来ず、伝染病等が発生した際には展示会等が延期または中止となる可能性もあります。

過去において、伝染病等により展示会等が延期または中止となったケースは多くないものの、今後過去の事例を上回る極めて感染力の強い伝染病等が発生及び蔓延し、社会不安やそれに伴う各種規制などの事態が発生した場合には、当社が見込んでいた売上機会が喪失するなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 法規制等について

当社は、一部の事業において建設業法の規制を受けており、その遵守を義務付けられております。

当社は、業務遂行に当たってコンプライアンスを重視した経営を行っておりますが、法令の強化、新設、並びに行政による法令解釈の変更があった場合、また、当社の遵守状況が不十分であった場合には、事業遂行に制限を受ける等、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、当社は、下表に掲げる許可を得ております。

許可の種類	許可番号	許可の有効期間
建設業法第3条第1項に基づく建築工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、大工工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	東京都知事(特-21)第114162号	自 平成21年4月20日 至 平成26年4月19日

(7) 競合について

当社の事業は、企業や団体の諸活動に伴う各種コミュニケーション(広告・販促・商談・製品を媒体とするユーザーとの接点)をデザインし実現する「コミュニケーションデザイン事業」であり、常に顧客ニーズを的確に捉え費用対効果の高いコミュニケーション戦略を計画し実行する、クライアント・サイドに立ったクリエイティブカンパニーであります。

また、当社は、顧客とそのユーザーとが直接出会う場において効果的なコミュニケーションデザインを追求しており、既存のディスプレイ製作事業者や総合広告代理店等とは、明確に差別化を図っております。

現在、このコミュニケーションデザイン事業をビジネスの中心に据えて行っている事業者の数は多くなく、また、その事業者の規模も比較的小さな事業者が多く、この業界そのものが発展途上の業界であると認識しております。しかしながら、将来このコミュニケーションデザイン事業に一定規模の企業が新規参入するなどして競争が激化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 展示場の使用制限について

当社の主要サービスである展示会・イベント等のサポート事業は、それを安全に開催できる展示場施設の確保が重要となります。東日本大震災とその後の原子力発電所事故により、展示場の施設の一部が避難所として転用される等、一時的には利用制限がかけられた時期もありましたが、大規模な破損や長期間にわたる使用の制限等はなく、現在は通常通り営業を行っております。

しかしながら、再び計画停電の実施による展示場使用の一部制限や、新たな災害発生など更なる不測の事態により、東京ビッグサイト、幕張メッセ、パシフィコ横浜をはじめとした大型展示場の全部若しくは一部の使用が出来なくなる状況が発生した場合には、当社が見込んでいた売上機会が喪失するなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 株式価値の希薄化について

当社は今後、新株、新株予約権付社債及び新株予約権等を発行する可能性があり、これらの発行及び行使により当社の1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。また、これらの行使による需給の変化が当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は役員及び従業員に対し、当社の業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権付与によるストックオプション制度を採用しており、今後も当制度を継続する予定であります。

(10) 当社による第三者の知的財産権の侵害

当社は展示物等の制作の際、著作権、意匠権その他第三者の知的財産権を侵害することのないよう努めており、これまで、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟を提起または通知されたことはありません。万一、今後当社の認識外で、当社が第三者の知的財産権の侵害を行った場合には、損害賠償請求や使用差し止め請求等を受けることとなり、当社の事業遂行に影響を受ける等、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 業界取引慣行について

広告・イベント業界においては、企画立案後、実際の制作段階においてもクライアントから仕様変更や追加発注の要請があり、納品物の仕様・内容・数量などの変更とともに、受注金額が変動し、これらいずれもが納品時までには確定しないケースが多くあります。このように受発注の段階で契約内容を確定することが困難な場合が多いため、当業界では、契約書の取り交わしが行われないことが多くあります。当社では、受注時にクライアントより申込書の交付を受け、また、納品完了時には納品受領書の回収を徹底するほか、仕様・金額の追加・変更の発生する都度、申込内容の確認の書面をクライアントに提出する等により、契約に関するトラブルを未然に回避するための施策を講じております。しかしながら、クライアントとの間で依頼内容や金額の変更について行き違いが生じるなど、不測の事態や紛争が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(12) ㈱T&Pホールディングスについて

㈱T&Pホールディングスは、平成19年3月16日付で設立された当社代表取締役会長兼社長田口徳久の財産保全会社であります。同社は、当事業年度末現在、当社の発行済株式総数の29.27%を所有する株主であり、当社株式の保有以外に事業を行ってはおられません。また、当社は、同社から安定的に当社株式を保有する方針であることを確認しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

(1) 財政状態の分析

当事業年度末における財政状態は、資産合計24億98百万円(前事業年度末比25.9%増)、負債合計15億26百万円(前事業年度末比27.3%増)、純資産合計9億72百万円(前事業年度末比23.8%増)となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は22億20百万円(前事業年度末比5億2百万円増加)となりました。これは、売上高が大幅に増加したことにより売掛金が前事業年度末比2億36百万円増加したこと、及び新規借入を行ったこと等により現金及び預金が前事業年度末比2億1百万円増加したことが主な要因となっております。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は2億78百万円(前事業年度末比11百万円増加)となりました。これは、減価償却等により有形固定資産が前事業年度末比21百万円減少したものの、敷金が前事業年度末比29百万円増加したことが主な要因となっております。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は10億65百万円(前事業年度末比2億24百万円増加)となりました。これは、利益の増加に伴い法人税、住民税及び事業税が増加したことにより未払法人税等が前事業年度末比1億30百万円増加したことが主な要因となっております。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は4億61百万円(前事業年度末比1億2百万円増加)となりました。これは、新規借入が約定返済を上回ったことにより長期借入金が前事業年度末比1億2百万円増加したことが主な要因となっております。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は9億72百万円(前事業年度末比1億86百万円増加)となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が前事業年度末比1億84百万円増加したことが主な要因となっております。

(2) 経営成績の分析

当事業年度における経営成績は、顧客企業における広告宣伝投資、販促関連投資に一部復調の兆しが見られる中で、ターゲット業界の拡大、提案品質の向上、幅広い顧客ニーズに応えるサービスの開発並びに提供、生産性の向上などにより、売上高49億22百万円(前事業年度比24.0%増)、営業利益3億75百万円(前事業年度比128.4%増)、経常利益3億77百万円(前事業年度比95.8%増)、当期純利益2億18百万円(前事業年度比13.3%増)となりました。

(売上高)

当事業年度における売上高は、49億22百万円(前事業年度比9億51百万円増加)となりました。これは、業界研究を徹底したことによる大型受注、特命受注の増加、さらには主催サポート領域の増加などの施策を図ったことが要因となっております。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、32億86百万円(前事業年度比6億58百万円増加)となりました。また、当事業年度における売上総利益は、16億35百万円(前事業年度比2億93百万円増加)となりました。売上総利益率は、事業規模の拡大に伴い外注費が増加したことにより、前事業年度の33.8%から0.6ポイント悪化し33.2%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、12億60百万円(前事業年度比82百万円増加)となりました。これは固定費の圧縮を維持しつつ、新規事業等への人材投資を行ったことが要因となっております。また、当事業年度における営業利益は、3億75百万円(前事業年度比2億10百万円増加)となりました。

(営業外損益)

当事業年度における営業外損益は、営業外収益が11百万円(前事業年度比28百万円減少)、営業外費用が8百万円(前事業年度比2百万円減少)となりました。営業外収益が減少した主な要因は、前事業年度においては、大震災後の市場収縮に対応した雇用調整助成金収入が生じていたことによるものです。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は、3億77百万円(前事業年度比1億84百万円増加)となりました。売上高経常利益率は、前事業年度の4.9%から2.8ポイント改善し7.7%となりました。

(特別損益)

当事業年度における特別損益は、特別損失が13百万円(前事業年度比1百万円減少)となりました。当事業年度における特別損失は、固定資産除却損7百万円、減損損失6百万円であります。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は、売上高の増加により、2億18百万円(前事業年度比25百万円増加)となりました。売上高当期純利益率は、前事業年度の4.9%から0.5ポイント悪化し4.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 設備投資の概要

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は17,752千円であり、その内訳は建物304千円、工具、器具及び備品15,132千円、ソフトウェア2,214千円及び商標権100千円となっております。

(2) 設備の売却

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額							従業員数 (名)
		建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、 器具及び 備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース 資産 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	統括業務 設備	1,173	-	4,895	- (-)	425	6,319	12,813	168 (8)
第一スタジオ (埼玉県八潮市)	製作工場	9,402	3,368	5,068	61,612 (800)	-	-	79,451	8
第二スタジオ (埼玉県八潮市)	製作工場	203	3,045	-	- (-)	-	328	3,577	8
第三スタジオ (埼玉県八潮市)	製作工場	2,122	711	0	- (-)	-	-	2,834	10
e-スタジオ (埼玉県八潮市)	製作工場	1,015	388	41,280	- (-)	-	-	42,684	3

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 主な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容 (契約床面積)	従業員数(名)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	建物 (1,123.23㎡)	168 (8)	81,546
第二スタジオ (埼玉県八潮市)	建物 (718.68㎡)	8	9,380
第三スタジオ (埼玉県八潮市)	建物 (718㎡)	10	10,177
e-スタジオ (埼玉県八潮市)	建物 (1,294.55㎡)	3	17,616

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都中央区)	基幹業務システム改修	53,000	-	リース	平成25年4月	平成26年3月	-
本社 (東京都中央区)	事務所 リニューアル	71,000	-	自己資金	平成25年4月	平成25年6月	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,416,400	3,416,400	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	3,416,400	3,416,400	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年3月11日臨時株主総会決議(平成18年3月29日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	180 (注)5	180 (注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000 (注)1、5、6、7	72,000 (注)1、5、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75 (注)2、6、7	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年3月12日 至平成28年3月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75 資本組入額 38 (注)6、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は他社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 権利行使の時点においても当社取締役、監査役又は従業員並びにこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任あるいは定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める条件による。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
次の事由が生じた場合は、新株予約権を無償で消却することができる。
当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。
新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権行使の条件」に定める行使条件に該当しなくなったとき。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職による失権した数を除いております。
6. 平成19年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っていることに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
7. 平成24年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っていることに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成18年12月21日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	11 (注)5	11 (注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,400 (注)1、5、6、7	4,400 (注)1、5、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、6、7	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年12月22日 至平成28年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75 (注)6、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する際には 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても、当社使用人または取締役のいずれかの地位に2年以上あることを要する。
上記に拘わらず、新株予約権者が、当社使用人の地位を定年による退職により喪失したときは、当該喪失の日の後一年間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」が開始していない場合には開始時から一年間)に限り権利行使することができる。ただし、上記以外の原因により、その地位を喪失したときは、新株予約権者は、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。
新株予約権の相続はこれを認めない。
その他の条件については、新株予約権の募集事項決定の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったため新株予約権を行使することができなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職による失権した数を除いております。
6. 平成19年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っていることに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
7. 平成24年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っていることに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

平成23年8月8日の取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	525 (注) 5	525 (注) 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,000 (注) 1、5、6	105,000 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179 (注) 2、6	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月26日 至 平成26年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179 資本組入額 90 (注) 6	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する際には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	同左

(注) 1. 当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また当社が、当社普通株式につき時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、下記ア及びイに掲げる条件がすべて満たされた場合、本新株予約権を行使することができる。
- ア 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成24年3月期の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)における経常利益が、100百万円を超過すること。
- イ 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年3月期の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)における経常利益が、140百万円を超過すること。
- なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社は、下記事由が生じた場合、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- 本新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より11ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価格の80%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合
- 本新株予約権の割当日から1年後の応答日より12ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価格の110%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合
- 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合
- (2) 当社は、下記事由が生じた場合、本新株予約権を無償で取得する。
- 本新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合
- 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合
- 本新株予約権の割当後、当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失した日から1ヶ月を経過した場合
- (3) 当社は、下記ア乃至ウに掲げる条件がすべて満たされた場合、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める本新株予約権1個あたりの発行価格と同額の金銭を交付して取得することができる。
- ア 本新株予約権者が平成24年6月の定時株主総会において取締役として選任されなかったこと
- イ 前記アに伴い取締役としての地位を喪失した日から1ヶ月を経過する日までに、「新株予約権の行使の条件」アに掲げる条件が満たされたこと
- ウ 「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)及び(2)の事由が生じていないこと
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職による失権した数を除いております。
6. 平成24年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っていることに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の数及び上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価格を調整して得られる再編後行使価格に上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成23年8月8日の取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	227 (注)5	227 (注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,400 (注)1、5、6	45,400 (注)1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195 (注)2、6	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年8月26日 至平成27年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195 資本組入額 98 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する際には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注) 1. 当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また当社が、当社普通株式につき時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より11ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価格の80%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社は、新株予約権の割当日から1年後の応答日より12ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価格の110%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (4) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職による失権した数を除いております。
6. 平成24年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っていることに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価格を調整して得られる再編後行使価格に上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記４．に準じて決定する。
(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 1	230	16,766	1,755	156,013	1,755	136,013
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 2	8	16,774	60	156,073	60	136,073
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 3	134	16,908	1,050	157,123	1,050	137,123
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 4	132	17,040	1,080	158,203	1,080	138,203
平成24年4月1日 (注) 5	3,390,960	3,408,000	-	158,203	-	138,203
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注) 6	8,400	3,416,400	330	158,533	330	138,533

- (注) 1．新株予約権の行使による増加であります。
2．新株予約権の行使による増加であります。
3．新株予約権の行使による増加であります。
4．新株予約権の行使による増加であります。
5．普通株式1株につき200株の割合での株式分割による増加であります。
6．新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	3	10	10	1	1	1,579	1,604	-
所有株式数 (単元)	-	490	1,033	11,827	13	6	20,794	34,163	100
所有株式数 の割合(%)	-	1.43	3.02	34.62	0.04	0.02	60.87	100.00	-

(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社T&Pホールディングス	東京都千代田区平河町2-16-2	1,000,000	29.27
田口 徳久	東京都千代田区	687,500	20.12
株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	155,000	4.53
田中 正則	東京都小金井市	120,700	3.53
博展従業員持株会	東京都中央区築地1-13-14	89,900	2.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	60,700	1.77
三上 由貴	千葉県市川市	42,300	1.23
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	36,800	1.07
丹野 典子	神奈川県横浜市鶴見区	35,800	1.04
福留 正高	東京都練馬区	31,400	0.91
計	-	2,260,100	66.15

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,416,300	34,163	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	100	-	-
発行済株式総数	3,416,400	-	-
総株主の議決権	-	34,163	-

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9)【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、従業員に無償で新株予約権を発行することを平成18年3月11日の臨時株主総会において決議したものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成18年3月11日開催臨時株主総会決議(平成18年3月29日取締役会決議)

決議年月日	平成18年3月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 112
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使及び付与対象者の退職により、平成25年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員35名であります。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に無償で新株予約権を発行することを平成18年12月21日の臨時株主総会において決議したものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成18年12月21日開催臨時株主総会決議

決議年月日	平成18年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 33
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使及び付与対象者の退職により、平成25年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員11名であります。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役員に対し下記の内容の新株予約権を発行することを平成23年8月8日の取締役会において決議したものであります。

平成23年8月8日開催取締役会決議

決議年月日	平成23年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の付与対象者の退職により、平成25年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員2名及び当社監査役3名であります。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役職者及び役職相当の従業員に対し下記の内容の新株予約権を発行することを平成23年8月8日の取締役会において決議したものであります。

平成23年8月8日開催取締役会決議

決議年月日	平成23年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の付与対象者の退職により、平成25年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員46名であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績状況に対応した株主への配当を安定的に継続して実施していくことが重要であると考えております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に規定しております。

また、内部留保資金につきましては、今後も会社の継続的な成長力と競争力の強化を図るために、新規事業への投資並びに社内インフラ環境の整備等に活用していく考えであります。

なお、当期における剰余金の配当につきましては、上記の基本方針並びに当期の業績状況を踏まえ、1株当たり12円とすることを平成25年5月2日開催の取締役会において決議しております。また、次期の期末配当につきましては、1株当たり14円を予定しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第40期 平成21年3月	第41期 平成22年3月	第42期 平成23年3月	第43期 平成24年3月	第44期 平成25年3月
最高(円)	145,000	55,400	47,050	143,000 442	549
最低(円)	21,900	27,000	24,400	28,400 370	221

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所「JASDAQ(グロース)」におけるものであります。

2. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	359	309	333	420	435	539
最低(円)	286	265	293	327	366	425

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所「JASDAQ(グロース)」におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	会長兼社長	田口 徳久	昭和31年6月8日生	昭和55年4月 株式会社リクルート入社 昭和58年7月 当社入社 昭和60年4月 当社取締役 平成4年2月 当社代表取締役社長 平成19年3月 株式会社T&Pホールディングス設立代表取締役 平成22年6月 当社代表取締役会長 平成24年10月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	(注)2	687,500
代表取締役	専務	田中 正則	昭和32年5月27日生	昭和55年4月 株式会社リクルート入社 平成17年4月 株式会社リクルートスタッフィング執行役員 平成21年1月 株式会社リクルートスタッフィング情報サービス代表取締役社長 平成22年4月 当社入社 平成22年6月 当社代表取締役社長 平成24年10月 当社代表取締役専務(現任)	(注)2	120,700
取締役	経営管理 部長兼購買 部長	玉井 昭	昭和38年10月14日生	昭和63年4月 株式会社間組入社 平成11年9月 コナミ株式会社入社 平成17年4月 同社執行役員財務本部長 平成21年6月 同社執行役員兼株式会社コナミスポーツ&ライフ取締役執行役員副社長 平成24年3月 当社入社 平成24年4月 当社経営管理部長 平成24年6月 当社取締役経営管理部長 平成24年10月 当社取締役経営管理部長兼購買部長(現任)	(注)2	1,000
取締役	コンファレンス&コンベンションサービス事業部長	鈴木 紳介	昭和39年4月24日生	昭和62年4月 株式会社リクルート入社 平成4年3月 株式会社タスク・システムプロモーション専務取締役 平成13年12月 同社代表取締役 平成17年6月 株式会社エムエム総研取締役 平成21年3月 同社常務取締役 平成24年6月 当社入社 平成24年6月 当社取締役 平成24年10月 当社取締役コンファレンス&コンベンションサービスビジネスユニット長 平成25年5月 当社取締役コンファレンス&コンベンションサービス事業部長(現任)	(注)2	1,100
常勤監査役		梶浦 公靖	昭和22年5月28日生	昭和45年11月 株式会社リクルート入社 昭和61年7月 株式会社アイディアバンク取締役 昭和63年5月 株式会社トライ・エックス代表取締役 平成12年6月 株式会社バックスグループ監査役 平成16年5月 有限会社トラスパレンテ取締役会長 平成17年7月 同社顧問 平成17年8月 株式会社エルディーシー取締役 平成17年11月 株式会社ライフデザインコンサルティング取締役 平成18年2月 当社常勤監査役(現任)	(注)3	6,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
監査役		小澤 宏之	昭和27年9月24日生	昭和52年4月 平成10年1月 平成13年6月 平成20年9月 平成20年9月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成24年6月	日栄住宅資材株式会社(現すてきナイスグループ株式会社)入社 株式会社プラザクリエイイト入社 同社取締役 当社入社 当社管理部長 当社経営管理部長 当社取締役経営管理部長 当社常勤監査役 当社監査役(現任)	(注)3	3,600	
監査役		山田 毅志	昭和42年7月29日生	平成4年4月 平成9年6月 平成12年3月 平成12年8月 平成14年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成19年10月 平成22年7月	安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)入社 山田&パートナーズ会計士事務所入所 公認会計士登録 ソニー株式会社入社 税理士法人タクトコンサルティング入所 株式会社アバマンショップネットワーク(現株式会社アバマンショップホールディングス)監査役(現任) 当社監査役(現任) ジェイリート投資法人監督役員 税理士法人タクトコンサルティング代表社員(現任)	(注)3	7,800	
計								828,300

- (注) 1. 監査役梶浦公靖及び山田毅志は、社外監査役であります。
2. 平成25年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
3. 平成23年6月24日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
瀬戸 仲男	昭和31年4月6日生	平成8年4月 平成8年4月 平成9年10月 平成15年7月 平成21年12月	弁護士登録(東京弁護士会) 腰塚法律事務所入所 瀬戸綜合法律事務所設立 アルティ法律事務所設立(事務所名称変更、現任) 当社監査役	-

- (注) 補欠監査役瀬戸仲男は、社外監査役候補者であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、経営の透明性と効率性を高め、法令遵守及び企業倫理の遵守の経営を徹底し、タイムリーディスクロージャーを行うことを企業経営の基本方針とし、この経営基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を図ることが必要であると判断し、取締役会及び監査役会でコーポレート・ガバナンス体制の監視・監督を行うとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守を徹底することとしております。

また、企業の持続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めたすべてのステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値を高める努力を継続してまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、少数の取締役とすることで、機動的かつ弾力的な経営を行うよう努めております。定時取締役会を原則として毎月一度開催しているほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上重要な意思決定を決議するほか、各部門における業務執行の監督も行っております。

当社では、監査役会制度を採用しており、監査役3名で構成されております。当社では社外取締役はおりませんが、コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの中立的な経営監視体制が重要であるとの観点から、監査役の内最低1名は独立役員としての社外監査役としております。各監査役は取締役会等の会社の重要な会議に出席し適宜意見を述べるほか、監査役会で策定した方針や分担に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営活動を監視・監査しております。なお、現在監査役1名は公認会計士として登録されております。

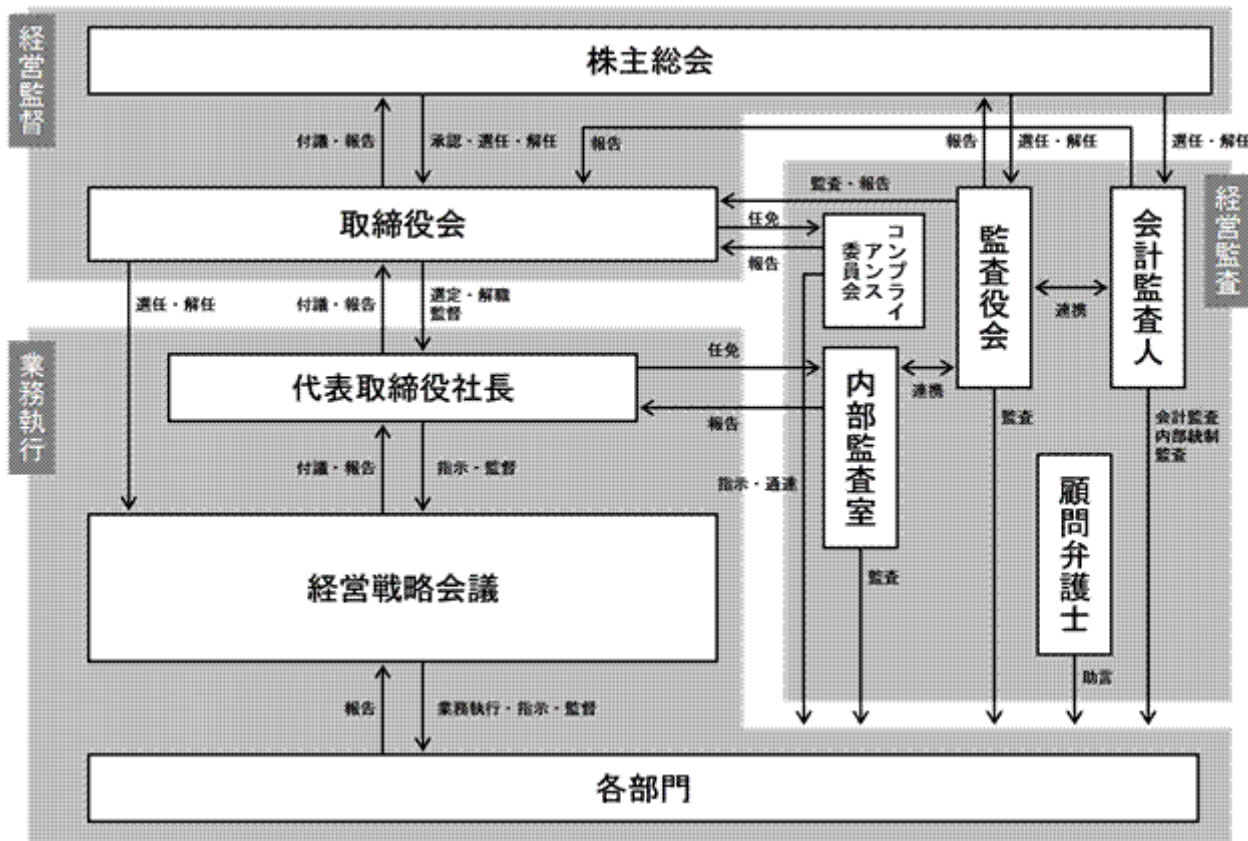
また、原則週1回、各部門長が出席する経営戦略会議を開催しております。経営戦略会議は代表取締役社長を議長とし、業務執行計画の立案、審議並びに進捗管理を行っております。

会計監査については、会計監査人を設置し、会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務会計に関する書類の監査証明を受けています。

監査役で構成される監査役会、会計監査人及び内部監査部門の経営に対する監視関係は、次に示す図式のとおりであり、監査役会、会計監査人及び内部監査部門相互の連携及び経営への監査の関係も同図式に示すとおりであります。そして、経営においては内部統制を統括する組織として前述の代表取締役を委員長とし、当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会が経営におけるコーポレート・ガバナンスを統括しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の図式は以下のとおりであります。

(平成25年6月27日現在)



内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のように決議いたしました。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

A．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(ア) 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規定に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。

(イ) 情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行う。

(ウ) 取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

B．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

(ア) 情報管理規程において重要事実に関する報告義務が全従業員に課せられている。

(イ) 内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生リスク管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役社長、監査役に報告する。

(ウ) 代表取締役社長は、多額の損失発生リスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。

(エ) 取締役会が把握している多額の損失発生リスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を行う。

C．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(ア) 定時取締役会を原則として月一度開催しているほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催している。

(イ) 取締役会により設置された経営戦略会議は、原則として週一回開催され、代表取締役社長を補佐し、業務執行の計画立案、審議、並びに進捗管理を行っている。

(ウ) 事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図っている。

- D．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- (ア) 内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
 - (イ) 社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関して周知、徹底を図り、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
 - (ウ) 反社会的勢力による不当要求等への対応を一元所管する部署を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。
- E．監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号)
- (ア) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を指名することができる。
 - (イ) 監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては監査役に指揮権が移譲したのものとして、取締役の指揮命令は受けず、また、監査役の同意なしに、解任することができないものとする。
- F．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
- (ア) 情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査役へ報告する。
 - (イ) 監査役が取締役会及び経営戦略会議その他の重要な会議に出席し、又、必要に応じて取締役、使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
- G．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- (ア) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (イ) 監査役は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
 - (ウ) 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
 - (エ) 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。
- H．本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

内部監査及び監査役監査の状況

A．内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直属の機関である内部監査室において、期初に策定する計画に基づき、定期的に各部門における重要事項及び社内規程の遵守状況等について業務監査を行っており、その結果については定期的に代表取締役に報告しております。

改善事項等が検出された場合には、対象部門に対し具体的な改善計画の策定を求め、かつ改善実施状況の確認を行っております。また、監査役会及び会計監査人との連携により、内部監査業務の効率化、合理化を図りその機能の強化に努めております。

B．監査役監査の状況

監査役監査については、原則として毎月開催される取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、適宜監査役会を開催し、取締役会の内容や会社の運営状況についての意見交換を行っております。また監査方針及び監査計画に基づいた業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査し、定期的に内部監査状況の報告を受けることで、内部監査室とも連携した監査を行っております。監査役会は会計監査人による会計監査の結果について報告を受け、その適正性について検証し、必要な情報交換、意見交換を行っております。

なお、監査役山田毅志は、公認会計士の資格を有しております。

会計監査の状況

当社は会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、同法の規定に基づく会計監査人を設置しております。

会計監査については、当社と監査契約を締結している新日本有限責任監査法人から会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員 岡本和巳、指定有限責任社員業務執行社員 田島一郎であり、監査証明業務に係る補助者は、会計士4名、会計士補等3名であります。なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役

A. 当社は社外監査役を2名選任しております。

B. 社外監査役梶浦公靖は当社株式を6,600株保有しております。また、同氏は平成23年8月8日開催取締役会決議に基づく新株予約権を10個保有しております。

(注：上記の新株予約権の状況については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況、及び(9) ストック・オプション制度の内容」に記載しております。)

なお、同氏と当社との間に上記を除く資本的関係、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

また、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」の同氏の略歴に記載されている各社と、当社との間には資本的関係、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

C. 社外監査役山田毅志は当社株式を7,800株保有しております。また、同氏は平成23年8月8日開催取締役会決議に基づく新株予約権を5個保有しております。

(注：上記の新株予約権の状況については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況、及び(9) ストック・オプション制度の内容」に記載しております。)

なお、同氏と当社との間に上記を除く資本的関係、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

また、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」の同氏の略歴に記載されているみずほ信託銀行株式会社、及び株式会社アバマンショップホールディングスを除く各社と、当社との間には資本的関係、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

みずほ信託銀行株式会社と当社との間には、証券代行業務に関する取引があります。

株式会社アバマンショップホールディングスと当社との間には、イベント主催サポート等の営業取引があります。

D. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明文化された基準または方針はありませんが、大阪証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準（JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領21）を参考に、豊富な経験と幅広い見識及び専門性を有する適任の者を独立役員としての社外監査役に選任しております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では、経営判断に関するリスクについては、複数の外部専門家の法律上の判断やアドバイスを適宜受けた上で、取締役会、経営戦略会議等において議論を尽くし、意思決定することにより対応しております。情報管理体制については、情報管理規程を通じて情報の漏洩を厳しく禁じており、個人情報保護についても個人情報管理規程に則った管理体制を構築しております。

万一、会社の存続にかかわるリスク等が表面化し、危機的状況が発生した場合には、迅速かつ適切な初動が取れるよう予め危機管理規程を定め、平時より危機管理意識をもちながら業務を行っております。

また、コンプライアンス規程を定め当社の「行動倫理規範」を明確にし、当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンスの重要性についての啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点を洗い出し、的確に改善策を講じることで、コンプライアンスの徹底を図ることにしております。

また、内部統制報告制度(金融商品取引法第24条の4の4第1項)においては、適正な財務報告に有効な内部統制の整備を継続し、その運用について精査して、その有効性にかかる評価を行い、平成25年3月31日現在において当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。なお、内部統制報告については別途「内部統制報告書」にて報告しております。

加えて、日々の業務において生じる諸問題を早期に漏れなく把握するために、公益通報者保護規程を定め、従業員からの問題提起を直接吸い上げ、また社外における当社に係る情報を把握するために、外部情報取扱規程を定めるなど、社内外の当社にかかる情報を速やかに経営にフィードバックする体制をとっております。

反社会的勢力との関係の排除につきましては、平成18年11月に築地地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定時総会・地区連絡会(研究会・情報交換会)へ参加して常に最新の情報を収集するとともに、社内においては、反社会的勢力対策規程、不当要求危機管理方針及びマニュアルを作成し、不測の事態に備える等、反社会的勢力対策体制を構築しております。

(4) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	84,166	83,900	-	266	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	4,250	4,250	-	-	-	1
社外役員	10,875	10,875	-	-	-	2

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

役員の報酬については、世間水準及び財務状況等を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責と成果に応じて、取締役報酬は取締役会により、監査役報酬は監査役会によりそれぞれ決定しております。

(5) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

6銘柄 2,852千円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)テー・オー・ダブリュー	1,000	550	同業他社分析のため
川辺(株)	3,000	432	営業取引関係性強化のため
(株)乃村工藝社	1,000	298	同業他社分析のため
アタカ大機(株)	1,000	297	営業取引関係性強化のため
明治ホールディングス(株)	59	216	営業取引関係性強化のため
(株)セレスポ	1,000	167	同業他社分析のため

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
明治ホールディングス(株)	158	690	営業取引関係性強化のため
(株)テー・オー・ダブリュー	1,000	607	同業他社分析のため
(株)乃村工藝社	1,000	515	同業他社分析のため
川辺(株)	3,000	468	営業取引関係性強化のため
アタカ大機(株)	1,000	372	営業取引関係性強化のため
(株)セレスポ	1,000	200	同業他社分析のため

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と常勤以外の社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役は2百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(9) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役の損害賠償責任について法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役の損害賠償責任について法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって、自己株式の取得をすることができる旨定款に定めております。これは自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経済情勢等の変化に対して機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 監査報酬の内容等】

【 監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,250	-	14,500	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【 監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等にかかる情報を取得するとともに、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加並びに会計専門誌の定期購読等により、積極的な情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	789,305	990,970
受取手形	² 43,278	² 64,741
売掛金	760,026	996,621
仕掛品	51,205	⁴ 69,268
原材料及び貯蔵品	1,401	1,928
前払費用	20,939	16,545
繰延税金資産	45,284	68,930
その他	17,514	14,584
貸倒引当金	10,735	3,019
流動資産合計	1,718,220	2,220,571
固定資産		
有形固定資産		
建物	49,332	49,636
減価償却累計額	28,762	³ 35,719
建物(純額)	20,569	13,917
機械及び装置	36,978	36,978
減価償却累計額	26,131	29,463
機械及び装置(純額)	10,847	7,515
工具、器具及び備品	156,909	150,516
減価償却累計額	94,556	³ 99,272
工具、器具及び備品(純額)	62,353	51,244
土地	61,612	61,612
有形固定資産合計	155,383	134,288
無形固定資産		
ソフトウェア	7,146	6,647
リース資産	2,979	425
その他	2,124	1,933
無形固定資産合計	12,250	9,006
投資その他の資産		
投資有価証券	1,960	2,852
出資金	200	200
破産更生債権等	2,276	4,831
繰延税金資産	5,605	9,623
敷金	89,618	119,566
その他	1,388	2,511
貸倒引当金	2,276	4,831
投資その他の資産合計	98,772	134,753
固定資産合計	266,406	278,048
資産合計	1,984,626	2,498,620

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	298,075	320,606
1年内返済予定の長期借入金	276,271	308,153
リース債務	2,791	470
未払金	30,759	46,406
未払費用	39,877	45,896
未払法人税等	38,732	168,859
未払消費税等	24,729	23,721
預り金	17,844	19,799
賞与引当金	95,145	118,362
工事補償引当金	204	65
工事損失引当金	-	4 8,099
その他	16,315	4,930
流動負債合計	840,748	1,065,372
固定負債		
長期借入金	358,213	461,128
リース債務	470	-
固定負債合計	358,683	461,128
負債合計	1,199,432	1,526,500
純資産の部		
株主資本		
資本金	158,203	158,533
資本剰余金		
資本準備金	138,203	138,533
資本剰余金合計	138,203	138,533
利益剰余金		
利益準備金	4,600	4,600
その他利益剰余金		
別途積立金	110,000	110,000
繰越利益剰余金	372,828	557,738
利益剰余金合計	487,428	672,338
株主資本合計	783,834	969,404
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	119	567
評価・換算差額等合計	119	567
新株予約権	1,240	2,148
純資産合計	785,194	972,120
負債純資産合計	1,984,626	2,498,620

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	3,970,687	4,922,498
売上原価	2,627,700	4 3,286,502
売上総利益	1,342,986	1,635,995
販売費及び一般管理費		
役員報酬	128,388	99,291
給料及び手当	494,688	524,681
賞与	62,137	78,683
賞与引当金繰入額	55,581	64,143
福利厚生費	141,880	148,514
減価償却費	10,080	7,917
賃借料	76,418	76,014
貸倒引当金繰入額	9,227	-
その他	200,324	261,631
販売費及び一般管理費合計	1,178,726	1,260,876
営業利益	164,260	375,118
営業外収益		
受取利息	16	33
受取配当金	151	76
違約金収入	3,026	2,122
貸倒引当金戻入額	-	5,161
償却債権取立益	6,366	1,219
助成金収入	28,253	-
雑収入	1,879	2,437
営業外収益合計	39,694	11,051
営業外費用		
支払利息	11,058	8,096
雑損失	130	566
営業外費用合計	11,188	8,662
経常利益	192,766	377,507
特別利益		
特別利益合計	-	-
特別損失		
固定資産売却損	1 3,847	-
投資有価証券売却損	825	-
固定資産除却損	2 9,275	2 7,334
リース解約損	1,417	-
減損損失	-	3 6,410
特別損失合計	15,365	13,744
税引前当期純利益	177,400	363,762
法人税、住民税及び事業税	35,087	172,515
法人税等調整額	50,968	27,742
法人税等合計	15,881	144,773
当期純利益	193,281	218,989

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		126,070	4.8	134,043	4.1
労務費		335,112	12.7	344,472	10.5
外注費		2,009,608	76.5	2,640,083	80.3
経費		156,908	6.0	159,803	4.9
工事損失引当金繰入額		-	-	8,099	0.2
当期売上原価		2,627,700	100.0	3,286,502	100.0

(注) 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を使用しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	157,123	158,203
当期変動額		
新株の発行	1,080	330
当期変動額合計	1,080	330
当期末残高	158,203	158,533
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	137,123	138,203
当期変動額		
新株の発行	1,080	330
当期変動額合計	1,080	330
当期末残高	138,203	138,533
資本剰余金合計		
当期首残高	137,123	138,203
当期変動額		
新株の発行	1,080	330
当期変動額合計	1,080	330
当期末残高	138,203	138,533
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	4,600	4,600
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,600	4,600
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	110,000	110,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,000	110,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	179,546	372,828
当期変動額		
剰余金の配当	-	34,080
当期純利益	193,281	218,989
当期変動額合計	193,281	184,909
当期末残高	372,828	557,738
利益剰余金合計		
当期首残高	294,146	487,428
当期変動額		
剰余金の配当	-	34,080
当期純利益	193,281	218,989
当期変動額合計	193,281	184,909
当期末残高	487,428	672,338

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	588,392	783,834
当期変動額		
新株の発行	2,160	660
剰余金の配当	-	34,080
当期純利益	193,281	218,989
当期変動額合計	195,441	185,569
当期末残高	783,834	969,404
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,174	119
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,293	448
当期変動額合計	1,293	448
当期末残高	119	567
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,174	119
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,293	448
当期変動額合計	1,293	448
当期末残高	119	567
新株予約権		
当期首残高	-	1,240
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,240	908
当期変動額合計	1,240	908
当期末残高	1,240	2,148
純資産合計		
当期首残高	587,218	785,194
当期変動額		
新株の発行	2,160	660
剰余金の配当	-	34,080
当期純利益	193,281	218,989
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,534	1,356
当期変動額合計	197,975	186,926
当期末残高	785,194	972,120

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	177,400	363,762
減価償却費	37,600	28,777
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2,880	5,161
賞与引当金の増減額（ は減少）	2,856	23,217
工事補償引当金の増減額（ は減少）	162	139
工事損失引当金の増減額（ は減少）	-	8,099
受取利息及び受取配当金	168	110
支払利息	11,058	8,096
有形固定資産売却損益（ は益）	3,847	-
固定資産除却損	9,275	7,334
減損損失	-	6,410
投資有価証券売却損益（ は益）	825	-
売上債権の増減額（ は増加）	213,042	258,058
たな卸資産の増減額（ は増加）	21,769	18,590
仕入債務の増減額（ は減少）	156,347	22,531
未払金の増減額（ は減少）	5,135	14,283
未払費用の増減額（ は減少）	12,020	5,236
その他	29,646	6,821
小計	208,363	198,867
利息及び配当金の受取額	168	110
利息の支払額	10,703	8,305
法人税等の支払額	815	49,564
法人税等の還付額	-	6,333
営業活動によるキャッシュ・フロー	197,012	147,442
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,524	14,464
有形固定資産の売却による収入	3,522	-
無形固定資産の取得による支出	915	1,664
投資有価証券の取得による支出	950	364
投資有価証券の売却による収入	5,241	-
敷金及び保証金の差入による支出	4,756	36,039
敷金及び保証金の回収による収入	16,301	4,263
その他	222	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,694	48,211
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	190,000	430,000
長期借入金の返済による支出	299,181	295,203
株式の発行による収入	2,160	660
配当金の支払額	156	30,230
その他	2,120	2,791
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,298	102,434
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	100,408	201,665
現金及び現金同等物の期首残高	688,896	789,305
現金及び現金同等物の期末残高	789,305	990,970

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるものについては決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～24年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 工事補償引当金

工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

(5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...未払金

b. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた3,026千円は「違約金収入」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ387千円増加しております。

(貸借対照表関係)

1. 受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	10,076千円	6,491千円

2. 決済処理

期末日満期手形については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期受取手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形	2,652千円	8,237千円

3. 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

4. 工事損失引当金

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
仕掛品	-	4,762千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却損の内訳

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物	3,368千円	-
土地	240千円	-
その他	238千円	-

2. 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物	644千円	-
工具、器具及び備品	8,420千円	7,334千円
ソフトウェア	210千円	-

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社(東京都中央区)	除却予定資産	建物及び 工具、器具及び備品	6,410千円

当社は単一事業を営み、営業地域も主に首都圏であるため、単一の事業を単位としてグルーピングを実施しております。

除却予定資産については、本社ビルの増床及び契約期間の延長が決定され、それに伴い大幅なレイアウト変更が行われることとなりました。これに伴い、現在使用している本社資産のうち、一部のものについて除却することとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

除却予定資産の回収可能価額は、合理的に算出した使用価値により測定しております。なお、除却までの期間が短期間のため、割引計算は行っておりません。

4. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	-	8,099千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	16,908	132	-	17,040
合計	16,908	132	-	17,040
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式数増加132株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,240
	合計	-	-	-	-	-	1,240

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年4月27日 取締役会	普通株式	34,080	利益剰余金	2,000	平成24年3月31日	平成24年6月8日

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	17,040	3,399,360	-	3,416,400
合計	17,040	3,399,360	-	3,416,400
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式数増加の内訳は、平成24年 4月 1日付の普通株式 1株につき200株の割合での株式分割による増加3,390,960株及び新株予約権の権利行使による増加8,400株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,148
	合計	-	-	-	-	-	2,148

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 4月27日 取締役会	普通株式	34,080	2,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月 8日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 5月 2日 取締役会	普通株式	40,996	利益剰余金	12	平成25年 3月31日	平成25年 6月10日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金及び預金勘定	789,305千円	990,970千円
現金及び現金同等物	789,305千円	990,970千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	5,170	4,653	516
工具、器具及び備品	3,133	3,081	52
ソフトウェア	2,220	1,702	518
合計	10,523	9,436	1,087

(単位：千円)

	当事業年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	2,220	2,146	74
合計	2,220	2,146	74

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	1,516	226
1年超	226	-
合計	1,742	226

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
支払リース料	3,763	2,133
減価償却費相当額	2,441	1,013
支払利息相当額	983	504

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
1年内	1,781	2,093
1年超	2,570	1,058
合計	4,352	3,152

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金(原則5年以内)は主に運転資金及び設備資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、当社のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	789,305	789,305	-
(2) 受取手形	43,278	43,278	-
(3) 売掛金	760,026	760,026	-
(4) 投資有価証券	1,960	1,960	-
(5) 敷金	89,618	85,110	4,507
資産計	1,684,188	1,679,680	4,507
(1) 買掛金	298,075	298,075	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	276,271	280,574	4,303
(3) 長期借入金	358,213	358,546	333
負債計	932,559	937,196	4,637
デリバティブ取引	-	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	990,970	990,970	-
(2) 受取手形	64,741	64,741	-
(3) 売掛金	996,621	996,621	-
(4) 投資有価証券	2,852	2,852	-
(5) 敷金	119,566	113,968	5,597
資産計	2,174,752	2,169,154	5,597
(1) 買掛金	320,606	320,606	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	308,153	312,789	4,636
(3) 長期借入金	461,128	457,162	3,965
負債計	1,089,887	1,090,558	670
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

(5) 敷金

敷金の時価の算定については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを、合理的に見積りした敷金の返還予定時期及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	788,485	-	-	-
受取手形	43,278	-	-	-
売掛金	760,026	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	1,591,790	-	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	990,491	-	-	-
受取手形	64,741	-	-	-
売掛金	996,621	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	2,051,854	-	-	-

3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	276,271	211,089	120,762	22,232	4,130	-
リース債務	2,791	470	-	-	-	-
合計	279,062	211,559	120,762	22,232	4,130	-

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	308,153	217,546	105,944	74,322	63,316	-
リース債務	470	-	-	-	-	-
合計	308,623	217,546	105,944	74,322	63,316	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	896	554	341
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	896	554	341
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	1,064	1,208	144
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,064	1,208	144
合計		1,960	1,762	197

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	2,245	1,459	785
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,245	1,459	785
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	607	668	61
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	607	668	61
合計		2,852	2,127	724

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	5,241	-	825
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	5,241	-	825

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成24年 3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	200,000	73,384	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(平成25年 3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	300,000	113,400	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりません。

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における当初の資産計上額、費用計上額、利益として計上した金額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金及び預金	613	-
売上原価	182	238
販売費及び一般管理費	528	668
営業外収益(雑収入)	98	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 112名	当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 951株	普通株式 42株
付与日	平成18年 3月29日	平成18年12月21日
権利確定条件	権利行使の時点においても当社取締役、監査役又は従業員並びにこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任あるいは定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社使用人又は取締役のいずれかの地位に2年以上あることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 平成20年 3月12日 至 平成28年 3月11日	自 平成20年12月22日 至 平成28年12月21日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 3名	当社従業員 50名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 625株	普通株式 267株
付与日	平成23年 8月26日	平成23年 8月26日
権利確定条件	下記ア、イの条件を全て満たすことを要する。ア、平成24年 3月期の有価証券報告書に記載された経常利益が100百万円を超過すること。イ、平成25年 3月期の有価証券報告書に記載された経常利益が140百万円を超過すること。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社使用人又は取締役、監査役のいずれかの地位にあることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 平成23年 8月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成25年 8月26日 至 平成27年 8月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前事業年度末	82,000	4,800
権利確定	-	-
権利行使	8,000	400
失効	2,000	-
未行使残	72,000	4,400

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	50,400
付与	105,000	-
失効	-	5,000
権利確定	-	-
未確定残	105,000	45,400
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成19年11月1日付(株式1株につき2株)及び平成24年4月1日付(株式1株につき200株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 2 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格(円)	75	150
行使時平均株価(円)	418	426
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利行使価格(円)	179	195
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	982	8,634

(注) 上記に記載された権利行使価格は、平成19年11月1日付株式分割(株式1株につき2株)及び平成24年4月1日付株式分割(株式1株につき200株)による権利行使価格の調整を行っております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税否認	2,449千円	12,690千円
未払事業所税否認	1,104千円	1,114千円
賞与引当金繰入額否認	36,164千円	44,989千円
賞与引当金対応法定福利費否認	5,066千円	6,386千円
工事損失引当金繰入額否認	-	3,078千円
減損損失否認	-	2,436千円
その他	7,250千円	8,298千円
繰延税金資産小計	52,033千円	78,994千円
評価性引当額	1,067千円	283千円
繰延税金資産計	50,968千円	78,711千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	78千円	157千円
繰延税金負債計	78千円	157千円
繰延税金資産の純額	50,890千円	78,554千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	41.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異
(調整)		
住民税均等割額	0.5%	が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
永久に損金に算入されない項目	1.8%	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.2%	
留保金課税	7.4%	
税務上の繰越欠損金の利用	30.4%	
評価性引当額の増減	32.6%	
その他	1.1%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.0%	

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、コミュニケーションデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、コミュニケーションデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、コミュニケーションデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	230円03銭	283円92銭
1株当たり当期純利益金額	57円09銭	64円23銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	55円51銭	61円83銭

(注) 1. 当社は平成24年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	193,281	218,989
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	193,281	218,989
期中平均株式数(株)	3,385,596	3,409,357
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	96,106	132,711
(うち新株予約権)	(96,106)	(132,711)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

株式

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		明治ホールディングス株式会社	158	690
株式会社テー・オー・ダブリュー	1,000	607		
株式会社乃村工藝社	1,000	515		
川辺株式会社	3,000	468		
アタカ大機株式会社	1,000	372		
株式会社セレスポ	1,000	200		
		小計	7,158	2,852
		計	7,158	2,852

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	49,332	304	-	49,636	35,719	6,956 (4,518)	13,917
機械及び装置	36,978	-	-	36,978	29,463	3,331	7,515
工具、器具及び備品	156,909	15,132	21,526	150,516	99,272	18,569 (1,121)	51,244
土地	61,612	-	-	61,612	-	-	61,612
有形固定資産計	304,833	15,436	21,526	298,744	164,455	28,858 (5,640)	134,288
無形固定資産							
ソフトウェア	40,651	2,214	-	42,866	36,219	2,714	6,647
リース資産	12,770	-	-	12,770	12,344	2,554	425
その他	2,963	100	-	3,064	1,130	291	1,933
無形固定資産計	56,386	2,315	-	58,701	49,694	5,559	9,006

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 e - スタジオ e-SYSTEM部材 取得 9,775千円
工具、器具及び備品 第一スタジオ サイングラフィックプリンター 取得 3,765千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 e - スタジオ e-SYSTEM部材(SYMA) 除却 21,090千円

3. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額が含まれております。

4. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	276,271	308,153	1.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,791	470	2.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	358,213	461,128	1.1	平成26年～30年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	470	-	-	-
計	637,746	769,751	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	217,546	105,944	74,322	63,316

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	13,012	7,850	-	13,012	7,850
賞与引当金	95,145	118,362	75,288	19,857	118,362
工事補償引当金	204	65	-	204	65
工事損失引当金	-	8,099	-	-	8,099

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、入金による取崩額及び洗替による戻入額であります。

2. 賞与引当金及び工事補償引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	479
預金	
当座預金	918,114
普通預金	72,376
小計	990,491
合計	990,970

受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ケンコー・トキナー	13,282
武蔵エンジニアリング株式会社	10,720
シュンク・ジャパン株式会社	10,164
株式会社ワーク	5,775
オンキヨーマーケティングジャパン株式会社	5,000
株式会社エポック社	5,000
その他	14,799
合計	64,741

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成25年3月(注)	8,237
4月	24,002
5月	1,701
6月	10,168
7月	17,535
8月	3,097
9月以降	-
合計	64,741

(注) 受取手形は手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日は金融機関の休日であったため期末日決済予定の受取手形8,237千円が期末残高に含まれております。

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
野村不動産株式会社	118,489
株式会社エフピコ	60,165
株式会社シマノ	48,380
キャロウェイゴルフ株式会社	33,265
株式会社メディカル・プリンシプル社	32,146
その他	704,174
合計	996,621

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(B)
760,026	5,164,308	4,927,712	996,621	83.2	62.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

期首残高(千円)	当期支出額(千円)	完成工事原価への振替額 (千円)	期末残高(千円)
51,205	3,304,566	3,286,502	69,268

当期末残高の内訳は以下のとおりです。

科目	金額(千円)
材料費	6,316
労務費	22,905
外注費	32,497
経費	7,549
合計	69,268

原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
装飾用材料	1,778
貯蔵品	
切手	12
印紙	138
小計	150
合計	1,928

敷金

相手先	金額(千円)
三井住友信託銀行株式会社	102,073
株式会社拓洋	1,429
栗原 常男	846
小倉 武雄	840
その他	14,376
合計	119,566

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社純光社	13,092
株式会社ヒラツカ・リース	8,670
有限会社センス	8,614
株式会社中村住装	8,554
cat's hand	7,896
その他	273,778
合計	320,606

1年内返済予定の長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	84,664
株式会社三菱東京UFJ銀行	73,184
株式会社三井住友銀行	55,210
株式会社横浜銀行	40,495
株式会社商工組合中央金庫	37,920
株式会社りそな銀行	10,008
株式会社東京都民銀行	6,672
合計	308,153

未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	113,739
未払住民税	21,733
未払事業税	33,387
合計	168,859

長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	120,400
株式会社三井住友銀行	110,160
株式会社みずほ銀行	97,804
株式会社商工組合中央金庫	61,710
株式会社横浜銀行	61,062
株式会社東京都民銀行	9,992
合計	461,128

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,224,183	2,164,394	3,596,589	4,922,498
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	110,027	134,831	298,226	363,762
四半期(当期)純利益金額 (千円)	65,618	83,669	175,807	218,989
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	19.25	24.55	51.59	64.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.25	5.30	27.04	12.67

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 (証券会社等で取り扱わない新株予約権に限る) 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.hakuten.co.jp/ir/
株主に対する特典	平成25年3月期 株主に対する特典 当社は、平成20年2月29日に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」(現 大阪証券取引所JASDAQ)市場に株式を上場してから、本年2月末日で5周年を迎えることとなりました。日頃ご支援を頂いている株主の皆様への感謝の気持ちを込め、記念株主優待を実施します。 上場5周年記念オリジナルQUOカード(500円相当) 平成25年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元(100株)以上を保有する株主様が対象となります。

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。
2. 平成25年6月27日付で、株主名簿管理人を次の通り変更しました。
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第43期)(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第44期第1四半期)(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)平成24年8月9日関東財務局長に提出

(第44期第2四半期)(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)平成24年11月6日関東財務局長に提出

(第44期第3四半期)(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)平成25年2月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

平成24年6月28日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

株式会社博展
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本和巳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田島一郎

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社博展の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社博展の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社博展の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社博展が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。